

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

四九六

告 示

○福島県を発注者として、指名競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期並びに当該申請に必要な書類等を定める件の一部を改正する件

四九七

○土地改良区の定款の変更を認可した件二件
○道路の区域を変更する件二件
○道路の供用を開始する件二件

四九八

四九九

五〇〇

公 告

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件

四九九

五〇〇

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

○参議院福島県選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた件

五〇〇

○参議院福島県選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を定めた件

五〇〇

雑 報

○福島県市町村職員共済組合の決算を公告する件

五〇〇

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月六日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第五十九号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三株式会社福島銀行の項中「希望ヶ丘支店」を「開成支店」に改め、「郡山北支店開成出張所」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年七月九日から施行する。

(出納局公金管理グループ)

告 示

福島県告示第四百七十三号

1 福島県を発注者として、指名競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期並びに当該申請に必要な書類等を定める件(平成十五年福島県告示第七百八十三号)の一部を次のように改正する。

2 この告示の施行の際現に庁舎等維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する資格を有する者の当該資格については、なお従前の例による。

平成十九年七月六日

福島県知事 佐藤 雄平

第四の第九号の1中「消防法施行規則の規定に基づき消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等の種類(平成十二年消防庁告示第二十四号)を「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防設備等の種類を定める件(平成十六年消防庁告示第十号)に改め、同号の2中「第三十三条の三第二項の表第四類の項」を「第三十三条の三第三項の表第四類の項」に改め、第四の第十号の2中「第三十三条の三第二項の表第一類の項」を「第三十三条の三第三項の表第一類の項」に改め、第四の第十九号中「第四項」を「第六項」に改める。

(文書管財領域施設管理グループ)

福島県告示第四百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年七月六日から同年十一月六日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 パワー安達店 二本松市油井字下谷地三番地ほか
 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする事項
 1 大規模小売店舗の名称
 (変更前) コメリHC安達店
 (変更後) パワー安達店
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の住所
 (変更前) 新潟市清水四千五百一―
 (変更後) 新潟市南区清水四千五百一―
 - 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
 (変更前) 新潟市清水四千五百一―
 (変更後) 新潟市南区清水四千五百一―
 - 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 開店時刻午前九時、閉店時刻午後八時
 (変更後) 開店時刻午前七時三十分、閉店時刻午後九時
 - 5 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前八時四十五分から午後八時十五分まで
 (変更後) 午前七時十五分から午後九時十五分まで
 - 6 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 (変更前) 午前六時から午前七時まで及び午前九時から午後九時まで
 (変更後) 午前六時から午前七時まで及び午前九時から午後十時まで
- 三 変更しようとする年月日
- 1 大規模小売店舗を設置する者の住所、大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
 平成十九年四月一日
 - 2 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 平成十九年七月三日
- 四 届出年月日
 平成十九年六月二十二日
- 五 届出をした者

株式会社コメリ

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第四百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年七月六日から同年八月六日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 福島サティ 福島市南矢野目字西荒田三十五ほか
- 二 法第八條第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
 意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第四百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年七月六日から同年八月六日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び郡山市商工労働部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオンタウン郡山ショッピングセンター 郡山市松木町五十三番地ほか
- 二 法第八條第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第四百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年七月六日から同年八月六日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び郡山市商工労働部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
郡山駅東ショッピングセンター 郡山市向河原町百六十三番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第四百七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、磐城小川筋土地改良区から平成十九年五月二十三日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年六月二十七日認可した。

平成十九年七月六日

福島県知事 佐藤 雄平
(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第四百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、月形中野土地改良区から平成十九年六月二十二日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年六月二十八日認可した。

平成十九年七月六日

福島県知事 佐藤 雄平
(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第四百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所で平成十九年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年七月六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道丸森 霊山線	伊達市霊山町山野川字 原三四番一地从先から 同 市霊山町掛田字田 沢七三番地先まで	変更前	八・一〇・三	一一七・五
		変更後	八・六〇・一五・六	一二七・〇

福島県告示第四百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成十九年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年七月六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	耶麻郡西会津町大字群 岡字徳沢六四一番四地 先から 同 郡同 町大字群 岡字徳沢五四八番四地 先まで	変更前	四・〇〇・五・〇	一一二五・〇
		変更後	四・〇〇・一九・四	一二二五・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第四百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成十九年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年七月六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四五九号	耶麻郡西会津町大字群岡字徳沢六四一番四地 先から 同 郡同 町大字群岡字徳沢五四八番四地 先まで	平成一九年 七月六日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県相双建設事務所で平成十九年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年七月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一一四号	双葉郡浪江町大字赤字木国有林一〇一一林班 ろ一小班地先から 同 郡同 町大字赤字木国有林一〇〇八林班 ろ小班地先まで	平成一九年 七月六日

（道路領域道路企画グループ）

公 告

公告第三百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成十九年七月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

福島市土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 渡邊 藤三

住所

福島市松川町字青麻山三番地

（農村整備領域農村計画グループ）

公告第三百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成十九年七月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市領域都市計画グループ及び福島県いわき建設事務所企画調査グループ
（都市領域都市計画グループ）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十六号

平成十九年七月二十九日執行予定の参議院福島県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。
平成十九年七月六日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

一 被登録資格の決定の基準となる日

二 登録を行う日

三 縦覧に供する期間

福島県選挙管理委員会告示第五十七号

平成十九年七月二十九日執行予定の参議院福島県選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の十一第二項の規定により、次のとおり定めた。
平成十九年七月六日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

縦覧に供する期間

平成十九年七月十二日 午前八時三十分から午後五時まで

雑 報

雑 報

福島県市町村職員共済組合理事長から福島県報への登載の依頼があったので、次のとおり登載する。
平成十九年七月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二條第三項の規定により、平成十八年度の決算に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨を次のとおり公告する。

平成十九年七月六日

福島県市町村職員共済組合
理事長 立 谷 秀 清

	施設収入・商品売上								793,383								
	基礎年金交付金		2,468,196														
	利息及び配当金	3,101	3,291,480	866	1,021	2,118	196,268	125									
	その他の収入	499,930	18,896	60	48,111	38,193	3,014	751,329	1,738,520								
	他経理からの繰入金			92,345		120,000											
	前年度繰越支払準備金	1,116,472															
	前年度繰越長期給付積立金		189,331,668														
	計	13,562,384	226,266,351	284,666	555,458	953,694	199,282	751,454	1,738,520								
	給付	6,772,065	28,750,959														1,736,076
	役員給与			159,190	39,013	286,650	11,924	21,193									
	旅費・事務費			24,983	1,732	7,186	3,155	3,921									
	商品仕入					671											
	飲食材料費					160,047											
	委託費			5,483	8,448	117,692	973	647									
	支払利息						63,114	600,422									
	連合会払込金	215,636	130,497					66,815									
	老人保健拠出金	2,041,850															
	退職者給付拠出金	1,921,168															
	基礎年金拠出金負担金		8,265,645														
	他経理への繰入金	35,478	56,866		120,000												

出

その他の支出	1,386,830		91,875	366,560	462,882	27,061	54,930	2,444
次年度繰越支払準備金	1,081,921							
次年度繰越長期給付積立金		189,062,384						
計	13,454,948	226,266,351	281,531	535,753	1,035,128	106,227	747,928	1,738,520
差引当期利益金又は当期損失金(△)	107,436	0	3,135	19,705	△81,434	93,055	3,526	0

(市町村領域市町村行政グループ)